

各 位

平成 26 年 11 月 3 日

会 社 名 株式会社コロワイド
代表者名 代表取締役社長 野尻公平
(コード番号 7616 東証第一部)
問合せ先 総務部次長 高木潤一
(連絡先電話番号：045-274-5970)

弊社子会社における「本日の一部報道」に関するお知らせ

本日、一部報道機関において、弊社の連結子会社である(株)コロワイド東日本(本社所在地：横浜市、代表者：代表取締役社長 四方田豊)の運営する店舗においてパート・アルバイト(以下、「準社員」といいます)の勤務時間につき不適正な処理が行われたとの報道がありましたので、お知らせ致します。

1. 報道に至った経緯

弊社グループでは、日頃より多くの準社員の方々に勤務頂いておりますが、これらの弊社グループにて勤務されている準社員の皆様につきましては、就業条件及び福利厚生その他の面で良好な職場環境を提供するよう取り組んでおります。

準社員の社会保険に関しましては、現行の社会保険制度に基づき、原則として一定の勤務日数・時間数を超えた者に限り社会保険に加入することが認められております。弊社グループでは、準社員との間に個別に締結している労働契約に基づき、シフト等により所定勤務時間を予め決定した上で勤務して頂いており、その勤務実態が加入要件を満たす方については、必ず社会保険に加入させることとしております。その中には、個別の労働契約において、上記加入要件の勤務日数・時間数に満たない範囲で勤務することが予定されている方も含まれますが、弊社グループでは、実際の勤務状況が加入要件の勤務日数・時間数を満たした方については、必ず社会保険に加入させることとしております。

弊社グループは、上記の取扱いについて例外を認めずに徹底しておりましたが、誠に遺憾ながら、(株)コロワイド東日本の店舗において、3名の準社員の勤務時間につき今年の5月、7月及び10月に不適正な処理を行った事案が判明致しました。同事案は調査の結果、従来社会保険加入要件を満たしていなかった準社員につき、臨時的な勤務増加により加入要件を満たす勤務実態となったにもかかわらず、当該店舗の店長の判断で、従来通りの社会保険の取扱いを維持するため、勤務実績を不適正に処理をしたものと判明しております。

当該事案の判明後、弊社と致しましては、速やかに当該社員を社会保険に加入させるとともに、当該店舗の店長に対し社内規則に基づき厳正に処分を行い、全店舗の店長に注意喚起を行う等各種の再発防止策を講じております。

今後は、このような事態を発生させないよう徹底してまいります。各方面にご迷惑をおかけしましたこと、深くお詫び申し上げます。

2. 業績に与える影響

本件が、連結業績に与える影響につきましては、軽微であると考えております。

以上